

落札後の手続き（動産）

鹿児島市インターネット公売における落札後の手続きについて説明します。

1 鹿児島市連絡先へ電話をお願いします。

- 1 入札期間終了後、鹿児島市が最高価申込者（落札者）となった方に落札した公売財産の売却区分番号、鹿児島市連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。

（注意）この電子メールは入札終了日の翌日に送信します。

入札した KSI 官公庁オークションのログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、お手数ですが、同じ画面で落札後の連絡先を確認の上、ご連絡をお願いします。

- 2 電子メールに記載された鹿児島市連絡先にお電話をお願いします。

鹿児島市職員に売却区分番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などをお伝えください。

買受代金の納付方法など今後の手続きについて、鹿児島市職員がご説明いたします。

- 3 最高価申込者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や公売財産の引き渡しを受ける場合は『5 代理人が落札後の手続きを行う場合』を参照ください。

2 買受代金の納付

- 1 納付していただく金額（買受代金）

買受代金 = 落札価額 - 公売保証金額

- 2 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を鹿児島市が確認できることが必要です。
- 3 買受代金納付期限は、鹿児島市から送信する電子メール又は公売物件詳細画面でご確認ください。なお、買受代金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。

- (1) 銀行口座への振り込み

振込先口座は鹿児島市から送信する電子メールでご案内します。

- (2) 現金書留での送付（買受代金が 50 万円以下の場合に限ります。）

- (3) 郵便為替による納付

郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して 175 日を経過していないものに限ります。

- (4) 鹿児島市に直接持参（現金もしくは銀行振出の小切手）

銀行振出の小切手は、全国手形電子交換所加盟店のもので、かつ振出日から起算して7日を経過していないものに限ります。

受付時間は、午前9時から午後5時までです。(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます。)

- 5 買受代金納付期限までに鹿児島市が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収のうえ、返還しません。
- 6 落札者ご本人以外(代理人)が買受代金の納付や公売財産の引き渡しを受ける場合は、『5 代理人が落札後の手続きを行う場合』を参照ください。

3 必要書類の提出など

- 1 次の書類を鹿児島市に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に鹿児島市が送信する電子メールでご確認ください。

【鹿児島市特別滞納整理課での引渡の場合】

落札者本人が鹿児島市特別滞納整理課に来庁し、引渡を受ける場合は、次の書類をお持ちください。

- (1) 鹿児島市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの
- (2) 落札者が個人の場合、運転免許証やマイナンバーカードなどの写真付き本人確認書
- (3) 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿謄本と代表者の運転免許証やマイナンバーカードなどの写真付き本人確認書
- (4) 保管依頼書(買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合)

【送付による引渡を希望する場合】

送付による引渡を希望する場合は、必要書類を書留郵便などによる郵送にて鹿児島市に送付してください(郵送料は落札者の負担となります)。

- (1) 鹿児島市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの
- (2) 落札者が個人の場合、住民票(抄本)
- (3) 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿謄本
- (4) 送付依頼書
- (5) 保管依頼書(買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合)

※「保管依頼書」、「送付依頼書」については、ダウンロード・印刷し、記入、押印してください。

- 2 落札者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や公売財産の引き渡しを受ける場合は、『5 代理人が落札後の手続きを行う場合』を参照ください。

4 公売財産の引き渡しについて

- 1 鹿児島市の案内に従い、公売財産の引き渡しを受けてください。
- 2 売却決定後、鹿児島市が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。
- 3 引き渡し場所は、原則として鹿児島市特別滞納整理課事務室内となります。
- 4 送付による公売財産の引き渡しを希望される場合、「送付依頼書」及び鹿児島市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの等を提出してください。なお、送付費用は落札者の負担となります。
また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引き渡しはできない場合があります。あらかじめ公売物件詳細画面をご確認ください。
- 5 買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」及び鹿児島市が落札者へ送信した電子メールを印刷したものを提出してください。なお、保管費用が必要な場合は落札者の負担となります。
- 6 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者ご本人が買受代金の納付や公売財産の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

- (1) 委任状
- (2) 落札者本人の印鑑証明書
- (3) 鹿児島市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの
- (4) 代理人の身分証明書（代理人が鹿児島市に来庁する場合は、運転免許証、マイナンバーカードなど、ご本人の写真が添付されている書面をお持ちください。免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所地を証する書面をお持ちください。）

（注意）落札者が法人の場合、その法人の従業員の方が買受代金の納付又は公売財産の引き渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状（印鑑証明書添付）などが必要となります。